

## 資料5 鉄道事業法に基づく行政処分(業務改善の命令)

- 安全確保に関する事業改善命令
- 安全確保に関する事業改善命令に対する主な改善報告

国鉄安第26号の2  
平成23年6月18日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 中島 尚俊 殿

国土交通大臣  
大 畠 章 宏

### 安全輸送の確保に関する事業改善命令

平成23年5月27日の石勝線における列車脱線火災事故の発生を踏まえ、同月29日から6月9日まで貴社に対して保安監査を実施した。この事故は、列車が高速走行中に車両部品が落下し、脱線、火災に至ったものであり、また、トンネル内で停止した列車からの旅客の避難誘導が遅れたこと等により、多数の旅客が負傷する等の重大な被害を生じたものである。

監査の結果、貴社においては、異常時における運転士、車掌及び指令員の対応マニュアル等が多数作成されており、これらについて、旅客の避難誘導の手順、車掌による非常ブレーキ操作等に関し、齟齬や不適切なところが認められた。このような状況は、異常時における対応に混乱を生ずる等により、旅客の安全を脅かす危険性があり、輸送の安全を阻害している。

このため、旅客の安全を最優先とする観点から、迅速かつ適切な避難誘導等ができるよう、異常時の対応マニュアル等を整合性のある適切なものに見直し、それに基づく実態に則した教育訓練を実施することについて、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づき、速やかに改善措置を講ずるよう命令する。

講じた措置については、平成23年9月17日までに報告されたい。

また、車両部品の落下に関して監査したところ、車両の検査について社内規程を遵守していないところが認められており、今後の調査の進捗等によって、このこと等について、更に改善措置を命ずることがあり得ることを申し添える。

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対し異議申立てをすることができる。

○ 安全確保に関する事業改善命令に対する主な改善報告

担当局	発出先	発出者	報告	主な改善報告内容
北海道 運輸局	北海道旅 客鉄道株 式会社	国土交通 大臣	H23. 9. 16	<p>事業改善命令に対する取り組みの要点</p> <p>1 トンネル内における列車火災時のマニュアルの見直し</p> <p>①煙＝火災、煙の危険性の周知による火災の判断の明確化及び初期消火の指導</p> <p>②トンネル関係設備の写真、データ等の資料を整備</p> <p>③乗務員は、煙・火災に対し正確な一報が出来るよう携行版の報告シートを作成</p> <p>④指令は、煙・火災に関する情報収集シートを作成し、迅速に必要な内容を聞き取り乗務員が適切に判断できるようにサポート</p> <p>2 避難誘導に関わるマニュアルの策定、教育・訓練の実施</p> <p>①避難誘導に関して具体的な手順を定めたマニュアルがなかったため、新たに「緊急時のお客様避難誘導マニュアル」を策定し、教育及び現車訓練を実施</p> <p>②これまで一部でしか実施していなかったトンネル内での列車火災を想定した避難誘導訓練を現車を使い全社的に継続実施</p> <p>③社員が、列車に乗り合わせた際に乗務員に対して協力支援できるように「救護ワッペン」を作成、配付</p> <p>3 異常時対応マニュアルの齟齬や不適切な点の見直し</p> <p>①車掌の非常ブレーキ操作等に関するマニュアルを含め、列車防護、列車火災、踏切事故に関する異常時の対応マニュアルについて、齟齬や不適切な点の見直し</p> <p>②今後、マニュアル体系的な位置づけを明確にし、統一的な管理体制を構築し、系統間で齟齬が生じないように、内容の見直しや必要な改訂を適時実施</p> <p>4 避難誘導に関する設備等の充実</p> <p>①トンネル内照明の自動点灯化や車両の非常灯の増備及び避難用はしごの搭載など設備の充実</p> <p>②警察、消防との情報の共有化を図ることは目的に一般道からトンネルまでの経路図の情報提供を実施</p> <p>5 教育、訓練の実施</p> <p>①マニュアルに基づき、乗務員、指令員を対象に運転所等で現車を使用した訓練を実施</p> <p>②本線トンネル内で列車脱線火災を想定し避難誘導を行う列車事故総合訓練を実施</p>